

陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎（仮称）整備事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に規定する民間事業者の選定を行うに当たり、同法第11条第1項の規定により、客観的な評価を行ったので、別紙のとおりその結果を公表します。

令和8年3月31日

防衛大臣 小泉 進次郎